

# にしき農業・最適化推進運動

農委会名：錦町農業委員会

## 1 地域の概要

錦町は、県の南部人吉盆地のほぼ中央に位置し、北部及び南部の丘陵地と中央部が低地をなし、その中央部を日本三大急流のひとつである球磨川が東西に流れている。

中央部の低地一帯には水田が開け南部丘陵地は果樹地帯、北部丘陵地はお茶の生産が盛んな畑地帯となっている。水田地帯は、米作を中心として畜産、施設園芸（メロン、キュウリ、イチゴ等）葉タバコ等を、畑地帯では飼料作付け又果樹地には桃・梨を作付けされ米と組み合わせた経営が行われている。

近年、農業後継者の減少と農業従事者の高齢化が進み、農用地はもとより地域資源の適切な管理に支障をきたすことが予想され、狭い農地については耕作放棄地の増加が懸念されている。

## 2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 10人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 6人（うち、認定4人、女性1人）
- (3) 事務局体制 3人（専任2人、非常勤1人）
  - ・農地対策推進班、営農対策推進班 8人
  - ・後継者対策推進班 8人

## 3 掲げた目標

- 担い手の農地集積・集約化  
【集積目標】新規集積面積 4.6ha
- 耕作放棄地対策  
【解消目標】解消面積 0.6ha

## 4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- 担い手の農地集積・集約化に係る取組み  
総会時に農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理事業担当者、農地利用円滑化団体担当者が情報交換を行い集積、集約化を行った。  
また、8月の総会では行政区、人・農地プラン毎の担い手集積率を確認し集積率が低い行政区については、その分析を行った。  
11月には、人・農地プランの作成についての農地集積推進チーム会議を行いその重要性和農業委員の役割についての確認をした。  
なお、所有者不明農地に係る公示1件445㎡を行った。
- 耕作放棄地対策に係る取組み  
耕作放棄地解消対策に向けた農地パトロール（利用状況調査）を行い、農地への復元が困難な農地については非農地化を図った。

## 5 取り組みの成果

### ○ 担い手の農地集積・集約化

【集積目標】新規集積面積 4.6ha

【集積成果】新規集積 3.8ha、うち【中間管理機構活用実績】3.1ha

【成果内容】

農地権利移動面積 9.4haのうち担い手への権利移動は、再設定を合わせて6.7haであった。

農業者の高齢化に伴い担い手への集積が徐々に進んでいる。

利用権の再設定については、農地中間管理事業担当者との連携を図っており、中間管理事業の利用も徐々に進んでいる。

毎月、総会時に農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理事業担当者、農地利用円滑化団体担当者が情報交換を行い、日々の地道な活動が集積につながっている。

また、次世代人材投資事業補助金受給者の農地確保の相談活動による新規就農者への集積を図った。



人農地プラン区域の耕作者の年代別色分け地図



### ○ 耕作放棄地対策

【解消目標】解消面積 0.6ha

【解消成果】3.8ha

【非農地化判断成果】0.5ha 12筆

農地への再生が3.8ha、新たに耕作放棄地となったものが1.4haであり3haが耕作放棄地をなっており、うち平地農業地域は1haである。

なお、町内を横断する国道219号線沿いの遊休農地とくま川鉄道沿線の遊休農地にひまわりやコスモスを植え、遊休農地解消のアピールに努めた。



再生された農地

## 6 課題と今後の方針等

### ○ 担い手の農地集積・集約化

農業者の高齢化、減少に伴い担い手への集積が徐々に進んでいるが、未相続農地については、農地集積上問題であり、農業委員会だよりで周知を促し相続登記を勧める。

農地法及び農業経営基盤強化促進法の改正により、所有者不明の農地も利用権が設定できるようになったが、未相続農地で共有者が判明している農地については、納税管理人等の承諾で利用権設定ができるようになれば、一層集積が進むものと思われる。

実際は、制度外貸借で担い手農家に集積できている農地もあるが、手続上集約されていない扱いになっている農地も存在している。

また、集約化については、地域の農業者間の承諾が必要であり農地中間管理事業との連携もあわせて可能な地域から徐々に集約を推進する。

### ○ 耕作放棄地対策

復元できる農地については、県の補助事業を利用して農地への再生を図る。また、復元が困難な農地については、非農地判断を引き続き実施していく。

なお、担い手が集約し難い狭い農地の荒廃対策としては、兼業農家など支援を図る必要があると思われる。